



金 沢 市 公 報

号外第2号の2

令和5年(2023年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課) 4
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (人 事 課) 1	1	○金沢市芸術文化ホール条例の一部を改正する 条例 (文化政策課) 4
○金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例 (") 1	1	○金沢市民芸術村条例の一部を改正する条例 (") 5
○金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (財 政 課) 2	2	○金沢市印鑑条例の一部を改正する条例 (市 民 課) 5
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 2	2	○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (障害福祉課) 6
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課) 3	3	

条 例

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第9号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,841人」を「1,844人」に、「360人」を「358人」に、「312人」を「290人」に、「333人」を「334人」に、「430人」を「434人」に、「3,317人」を「3,301人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第10号

金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改

正)

第1条 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 給与条例附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の額との合計額」とする。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものの職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第3条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第5項中「第21条第3項」の次に「及び第23条の5第2項」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第11号

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表美術工芸大学施設整備積立基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第12号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第52条第1項及び第120条第1項中「4月10日」を「4月1日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第13号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の項中「金沢市印鑑条例第15条に規定する特定端末機」を「地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑の登録を証明した書面等を交付する機能を有するもの」に改め、同表第10号の項中「300円」の次に「（特定端末機により交付する場合にあっては、1件につき 200円）」を加え、同表第87号の項の次に次のように加える。

(87)の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
---	---------------

別表第88号の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）」を「容積率」に改め、同表第91号の項の次に次のように加える。

(91)の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
--	----------------

別表第92号の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表第94号の4の項の次に次のように加える。

(94)の5 建築基準法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
--	----------------

別表第107号の項及び107号の3の項中「既存建築物を除く。）の数が1」を「建築等（建築基準法第86条第1項に規定する建築等をいう。以下この号において同じ。）をするものに限る。）の数が1」に、「既存建築物を除く。）の数が2以上」を「建築等をするものに限る。）の数が2以上」に、「超える建築物（既存建築物を除く）」を「超える建築物（建築等をするものに限る）」に改め、同表第108号の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等（同項に規定する増築等をいう。以下この号において同じ。）の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る」に改め、同表第108号の2の項中「の建築物」の次に「の新築又は一敷地内認定建築物の増築等（同条第1項に規定する増築等をいう。以下この号において同じ。）をする場合における当該新築又は増築等に係る建築物」を加え、「一敷地内認定建築物を除く」を「一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る」に改め、同表第108号の3の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等（同条第1項に規定する増築等をいう。以下この号において

同じ。)の」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る」に改め、同表第116号の項中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改め、同表第116号の2の項中「宅地造成等規制法第12条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第116号の項及び第116号の2の項の改正規定 令和5年5月26日
 - (2) 別表第10号の項の改正規定 令和6年1月1日
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項に規定する経過措置期間における改正後の別表第116号の項及び第116号の2の項の規定の適用については、同表第116号の項中「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。)第8条第1項」と、「宅地造成等」とあるのは「宅地造成」と、同表第116号の2の項中「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項」とあるのは「旧宅地造成等規制法第12条第1項」と、「宅地造成等」とあるのは「宅地造成」とする。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第14号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例(昭和40年条例第1号)の一部を次のように改正する。
別表金沢市立馬場小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第15号

金沢市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例

金沢市芸術文化ホール条例(平成22年条例第2号)の一部を次のように改正する。
第11条第1項中「第22条第4項」を「第22条第2項」に改める。
第22条第1項を次のように改める。

指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

第22条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「うえ」を「上、当該申出をしたものうちから」に改め、「目的を」の次に「最も」を加え、同項を同条第2項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第22条第4項の規定により指定を受けている指定管理者は、当該指定を受けた期間内に限り、改正後の第22条第2項の規定により指定管理者の指定を受けたものとみなす。

金沢市民芸術村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第16号

金沢市民芸術村条例の一部を改正する条例

金沢市民芸術村条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2時間につき1,000円」を「1時間につき500円」に、「2時間につき300円」を「1時間につき150円」に、「2時間につき2,000円」を「1時間につき1,000円」に改め、別表第2項を削り、同表第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同表第2項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和5年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 金沢市民芸術村の使用に係る利用料金の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第17号

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例

金沢市印鑑条例（平成8年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次条及び第16条において同じ。）を添えて申請した」を「を利用する」に改める。

第15条中「が記録された個人番号カード」を削る。

第16条第1号中「又は利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの提示」を「の提示又は利用者証明用電子証明書の利用」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から施行する。

- (1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定のうち同法第49条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の改正規定及び第2章第2節第2款を同節第3款とし、同節第1款の次に1款を加える改正規定の施行の日
- (2) この条例の公布の日

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第18号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条中「この条」の次に「、第13条」を加える。

第7条の2の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児

童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条第1項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等）」を付し、同条を次のように改める。

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第85条に次の1項を加える。

- 10 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第92条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第92条に次の1項を加える。

- 2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害

児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第4条を次のように改める。

第4条 第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第8条に次の1項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。第42条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第42条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全

計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第42条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第57条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第64条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第82条の9及び第90条中「第40条の2」の次に「、第42条の2」を加える。

(金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第39条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第39条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安

全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第39条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、第12条」を「から第13条まで」に改め、同項の表第12条の項の次に次のように加える。

第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
---------	--------------	-------------------------------------

第14条第1項の表第21条第1項の項中「(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に改め、「社会福祉施設等」と、」の次に「同条第2項中」を、「便所」と」の次に「、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と」を加える。

附則第4条の次に次の見出し及び2条を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に関する特例)

第5条 第6条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第6条 前条の規定により第6条第3項の表備考第1項に定める者を看護師等をもって代える場合においては、看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

(金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、

利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第7条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

- 8 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の

子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

- 9 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則に次の2条を加える。

第4条 第5条の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第5条 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4条	第5条の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	--------------------------------	------

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「第8条の規定による改正後の」と及び「（以下「新設備運営基準条例」という。）」を削る。

附則第4条中「新設備運営基準条例」を「第8条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第7条の3（保育所に係るものを除く。）、

第2条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新通所支援基準条例」という。）第42条の2（新通所支援基準条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第39条の2（同条例第59条において準用する場合を含む。）及び第6条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

第3条 新設備運営基準条例第7条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

第4条 新通所支援基準条例第42条の3第2項（新通所支援基準条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2及び第82条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

第5条 第5条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

第6条 第7条の規定による改正後の金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認

定の要件を定める条例第11条第9項の規定の適用については、認定こども園において通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子ども見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

令和5年(2023年)3月23日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄